

平成30年度

日の出町決算の概要

目次

普通会計決算の状況・・・	1
決算の概要・・・・・・・・	1
歳入の状況・・・・・・・・	3
歳出の状況・・・・・・・・	7
基金の状況・・・・・・・・	11
町債残高の状況・・・・・・	12
財政指標・・・・・・・・・・	14
特別会計決算の状況・・・	16
健全化判断比率等の状況・・	17

令和元年9月

*特に断りのない場合、普通会計を基準として作成しています。

普通会計：地方公共団体相互間の比較資料として全国的に同一の水準で調査される、決算統計上の会計です。日の出町では、現在一般会計のみが該当します。

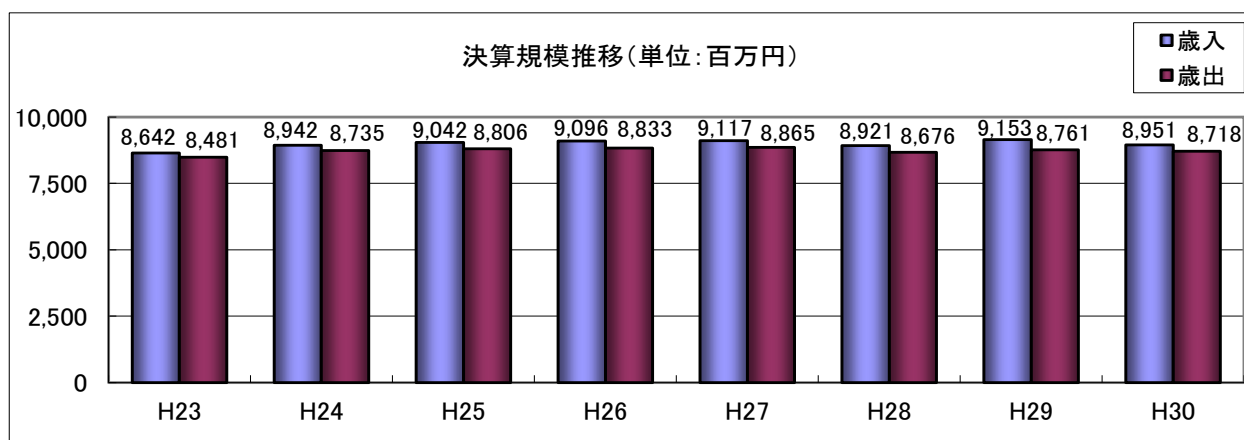
普通会計決算の状況

決算の概要

平成30年度普通会計決算は、歳入総額89億5090万6千円で前年度比2億229万8千円、2.2%の減となり、歳出総額は87億1750万6千円で前年度比4390万7千円、0.5%の減、歳入歳出差引（形式収支）は2億3340万円となりました。

決算の状況（普通会計） （単位：千円）			
	歳入 A	歳出 B	歳入歳出差引 A-B=C
30年度	8,950,906	8,717,506	233,400
29年度	9,153,204	8,761,413	391,791
増減額	△ 202,298	△ 43,907	△ 158,391
増減率	△ 2.2	△ 0.5	△ 40.4

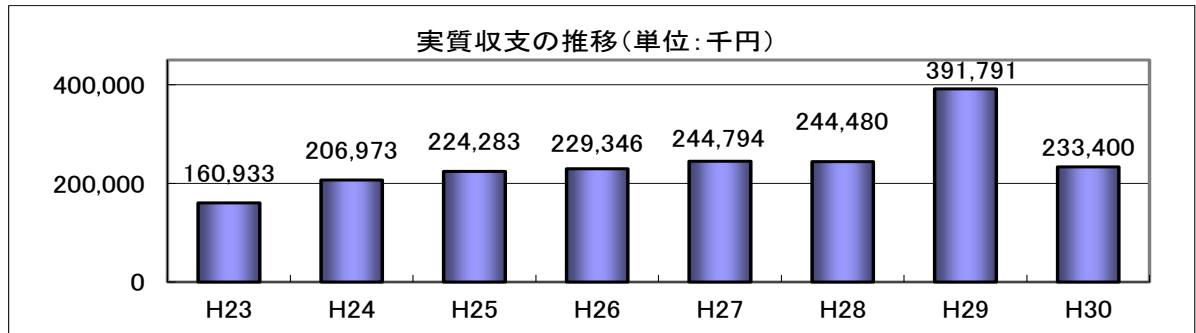
歳入では、町税において法人町民税、固定資産税が微増となり、全体で763万1千円の増となりました。普通交付税については増となりましたが、地方消費税交付金が大きく減となったことで経常一般財源総額も前年度比で大きく減となりました。歳出では、人件費、扶助費、補助費等、投資的経費が減となりましたが、公債費、積立金、繰出金については増となりました。



(決算収支)

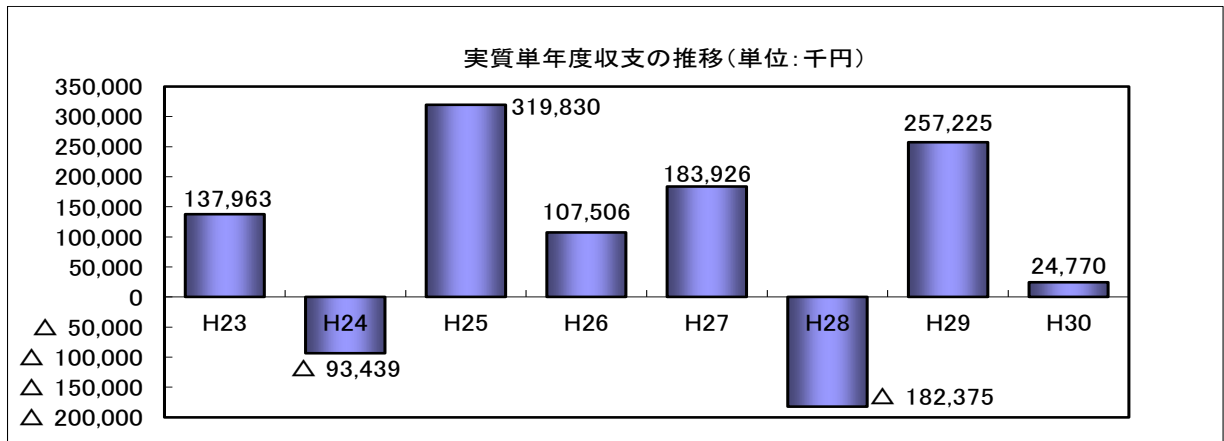
・実質収支

形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差引いた実質収支については、2億3340万円で前年度比40.4%の減になりました。



・実質単年度収支

当該年度実質収支から前年度の実質収支を差引いた額(単年度収支)に、財政調整基金への積立額、地方債繰上償還金を加え、財政調整基金の取崩しを差引いた実質単年度収支は、2477万円となりました。平成28年度に町民税の大幅な減の影響もありマイナスとなりましたが、29年度に引き続き30年度もプラスとなりました。



形式収支 - 繰り越すべき財源 = 実質収支
233,400千円 0千円 233,400千円

実質収支 - 前年度実質収支 + 積立金 + 地方債繰上償還金 - 積立金取崩し額 = 実質単年度収支
233,400千円 391,791千円 183,161千円 0千円 0千円 24,770千円

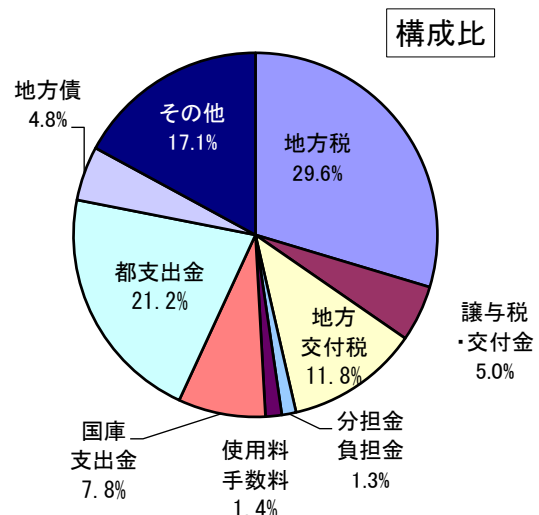
歳入の状況

歳入は、89億5090万6千円で前年度比2億229万8千円、2.2%の減となりました。町税については、法人町民税が微増となったほか、固定資産税についても公示地の新設の影響により増となったことで、全体で763万1千円、0.3%の微増となりました。

また、地方消費税交付金は清算基準の見直しにより配分額が大きく減となり、地方交付税については、算定基礎における社会福祉費が大きく増となったことで普通交付税は増となりました。特別交付税については、平成29年度は普通交付税に算入しきれなかった法人税割の調整が行われましたが、30年度は平年化したことにより減となりました。国庫支出金は、保育所等整備交付金、臨時福祉給付金給付事業費補助金の皆減に伴い、14.7%の減となり、都支出金は、市町村総合交付金、市町村土木補助の減に伴い5.9%の減となりました。

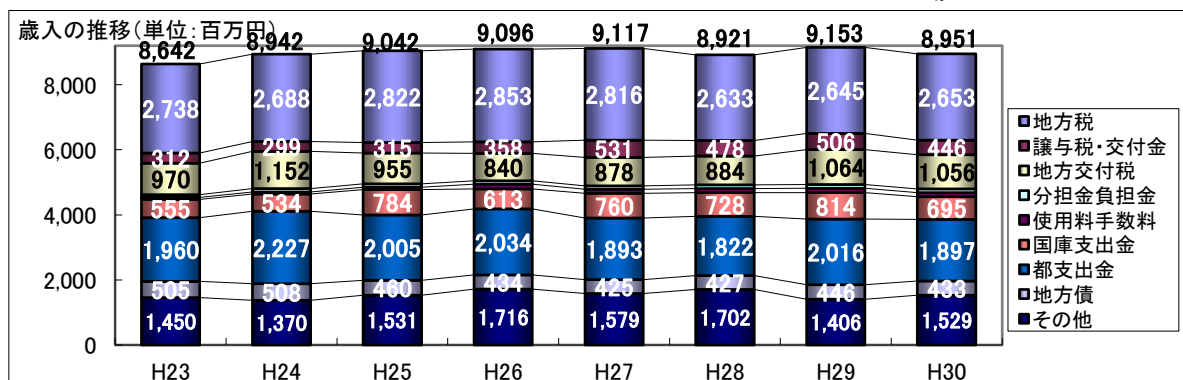
歳入総額のうち自主財源は、分担金負担金では減となったものの地方税、前年度繰越金の増により歳入総額に占める割合は、2.4ポイント上昇しました。

歳入の状況 (単位:千円、%)				
	30年度	29年度	増減額	増減率
地方税	2,652,611	2,644,980	7,631	0.3
譲与税・交付金	445,880	505,995	△ 60,115	△ 11.9
地方交付税	1,055,769	1,064,450	△ 8,681	△ 0.8
分担金負担金	113,608	123,802	△ 10,194	△ 8.2
使用料手数料	129,232	131,932	△ 2,700	△ 2.0
国庫支出金	694,521	813,762	△ 119,241	△ 14.7
都支出金	1,897,409	2,016,172	△ 118,763	△ 5.9
地方債	432,927	446,443	△ 13,516	△ 3.0
その他	1,528,949	1,405,668	123,281	8.8
合 計	8,950,906	9,153,204	△ 202,298	△ 2.2
自主財源の割合	49.4	47.0		



＝自主財源

* その他＝諸収入、財産収入、寄附金、繰越金、繰入金



用語説明 自主財源とは？

地方公共団体が自らの権能に基づいて、自主的に収入できる財源です。30年度では、歳入総額のうち44億2440万円が自主財源です。以下の項目が該当します。

- ・町税 ・分担金負担金（保育料など） ・使用料（町営住宅使用料など）
- ・手数料（住民票交付手数料など） ・財産収入（土地・建物貸付料、売払収入など）
- ・寄附金・繰入金（基金や特別会計からの繰入金）・繰越金（前年度からの繰越金）
- ・諸収入（循環組合からの地域振興費など）

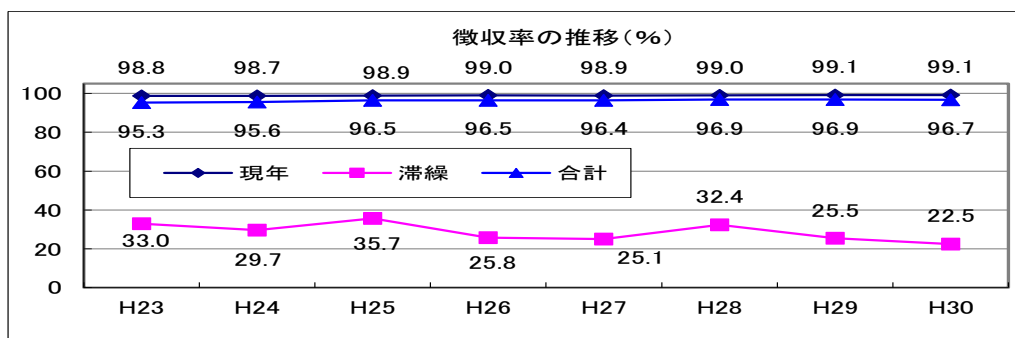
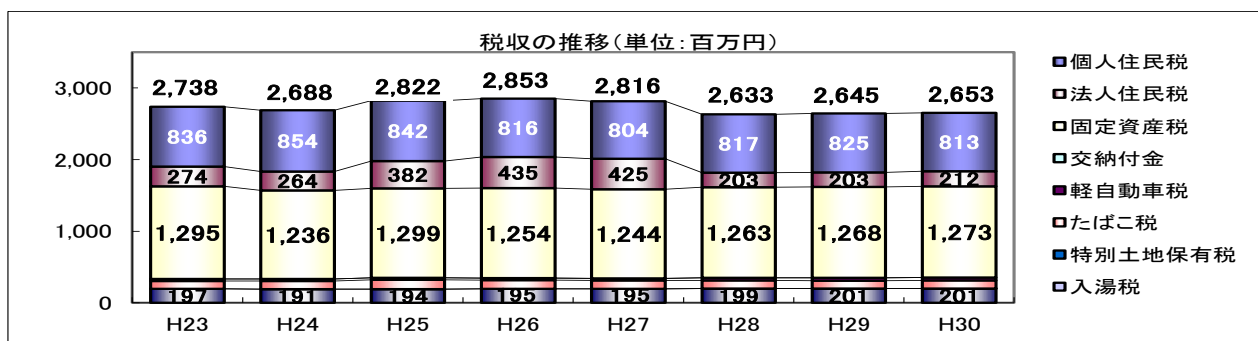
・町税

町税は、26億5261万1千円で、現年課税分で981万4千円、0.4%の増、滞納繰越分では218万3千円、10.4%の減となり、全体では763万1千円、0.3%の増となりました。

個人住民税（現年分）については、1.0%の減となり依然として厳しい状況で、また法人税（現年分）については、事業所数の増、一部好調な企業収益の増により増となりました。固定資産税（現年分）は、家屋が評価替えにより減となったものの、土地については公示地の新設により、全体で0.4%の増となりました。

また、徴収率は、現年分について前年度同率の99.1%、滞納繰越分について3.0ポイントの減、現年・滞納繰越分合計については前年度0.2ポイント減の96.7%となりました。

町税の状況		(単位:千円、%)										
	30年度			29年度			増減額			増減率		
	現年分	滞繰分	合計	現年分	滞繰分	合計	現年分	滞繰分	合計	現年分	滞繰分	合計
市町村民税	1,017,749	7,087	1,024,836	1,017,002	10,777	1,027,779	747	△ 3,690	△ 2,943	0.1	△ 34.2	△ 0.3
個人住民税	806,418	6,453	812,871	814,864	10,088	824,952	△ 8,446	△ 3,635	△ 12,081	△ 1.0	△ 36.0	△ 1.5
法人住民税	211,331	634	211,965	202,138	689	202,827	9,193	△ 55	9,138	4.5	△ 8.0	4.5
純固定資産税	1,264,049	9,443	1,273,492	1,259,766	8,349	1,268,115	4,283	1,094	5,377	0.3	13.1	0.4
交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
軽自動車税	41,166	561	41,727	39,135	354	39,489	2,031	207	2,238	5.2	58.5	5.7
たばこ税	111,104	0	111,104	108,868	0	108,868	2,236	0	2,236	2.1	0.0	2.1
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
入湯税	31	0	31	28	0	28	3	0	3	10.7	0.0	10.7
都市計画税	199,755	1,666	201,421	199,241	1,460	200,701	514	206	720	0.3	14.1	0.4
計	2,633,854	18,757	2,652,611	2,624,040	20,940	2,644,980	9,814	△ 2,183	7,631	0.4	△ 10.4	0.3



- 地方譲与税

地方譲与税は、4232万4千円で、前年度比40万9千円、1.0%の増となりました。

- 利子割交付金・配当割交付金等

＊（利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・交通安全対策交付金の合計）

利子割交付金・配当割交付金等の税連動交付金は、地方消費税交付金の配分額が大きく減となったことから3億8688万4千円となり、前年度比6293万3千円、14.0%の減となりました。

地方消費税交付金については、地方消費税の清算基準の抜本的見直しが行われたことにより、大幅な減となりました。地方消費税交付金のうち社会保障財源分については、1億4728万5千円が社会保障財源分として配分され、町では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計の給付費として繰出している部分の財源としています。

- 地方特例交付金

地方特例交付金は、1667万2千円で、前年度比240万9千円、16.9%の増となりました。

交付額は、住宅借入金等特別税額控除の補てん分です。

- 地方交付税

地方交付税は、10億5576万9千円で前年度比868万1千円、0.8%の減となりました。普通交付税は、算定基礎となる市町村民税法人税割の増により基準財政収入額の算定が5015万6千円増となり、基準財政需要額については、単位費用の増により社会福祉費、高齢者保健福祉費が増となり、6224万3千円の増となったことから、需要額の増が収入額の増を上回り、全体で1417万3千円の増となりました。

一方で、特別交付税は、平成29年度に普通交付税に算入しきれなかった法人税割の調整が解消したことで、2285万4千円の減となりました。

- 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、1億1360万8千円で前年度比1019万4千円、8.2%の減となりました。これは保育料が763万円減となったことが主な要因となります。

- 国庫支出金

国庫支出金は、6億9452万1千円で前年度比1億1924万1千円、14.7%の減となりました。これは、保育所等整備交付金、臨時福祉給付金給付事業費補助金が皆減となったことが主な要因です。

- 都支出金

都支出金は、18億9740万9千円で前年度比1億1876万3千円、5.9%の減となりました。主な要因として、普通建設事業に係る市町村土木補助金、子供家庭支援包括補助事業補助金の減、衆議院議員選挙、東京都議会議員選挙に係る委託金が皆減となったこと、その他東京都市町村総合交付金の減などが主なものになります。

- 地方債

地方債は、4億3292万7千円で前年度比1351万6千円、3.0%の減となりました。臨時財政対策債については741万6千円の減となり、事業債では、庁舎屋上空冷ヒートポンプユニット更新事業債が1000万円の皆増となり、防災行政無線固定系デジタル化移行事業債が3260万円の減となりました。

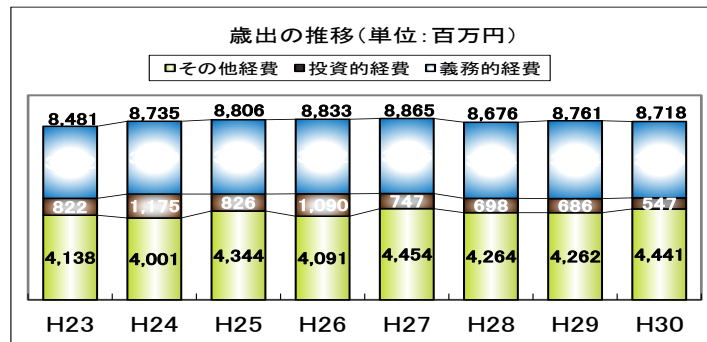
- 諸収入

諸収入は、10億3902万9千円で前年度比380万5千円、0.4%の減となりました。主な要因としては、秋川消防署敷地売却代金配分金の皆減が主なものとなります。

歳出の状況

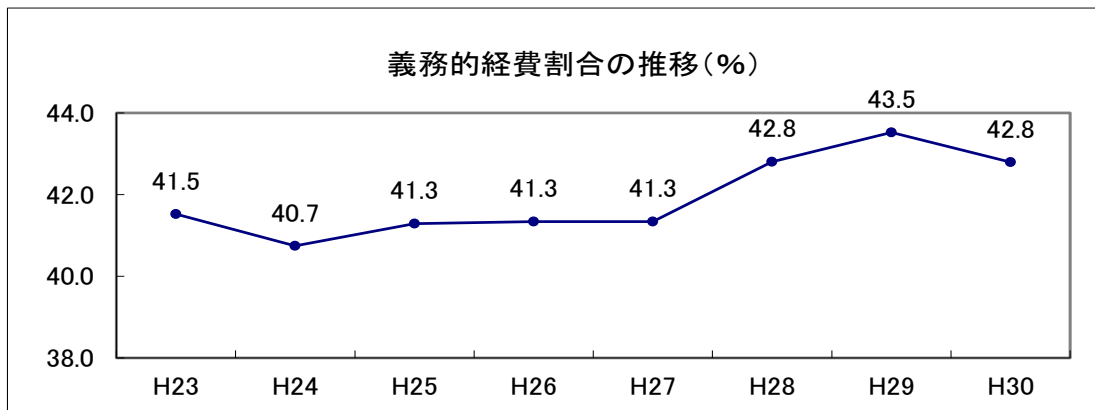
歳出は、８７億１７５０万６千円で前年度比４３９０万７千円、０．５％の減となりました。

公債費、積立金、繰出金が増となった一方、人件費、扶助費、補助費等、投資的経費が大きく減となったことが歳出増減の主なところです。



義務的経費は、前年度比８３２０万７千円、２．２％減で、公債費が増となったものの、人件費、扶助費が大きく減となりました。

義務的経費が歳出総額に占める割合は、４２．８％で、前年度比０．７ポイント減少しました。



歳出の分類

性質別経費（経済的性質別に分類）

義務的経費	人件費・扶助費・公債費の合計 ・支出が義務付けられており、 任意に削減することができない 経費
投資的経費	普通建設事業費・失業対策事業 費、災害復旧事業費の合計 ・道路や公営住宅など資本の整 備などに要する経費
その他経費	物件費、維持補修費、補助費 等、積立金、投資及び出資金、 貸付金、繰出金の合計

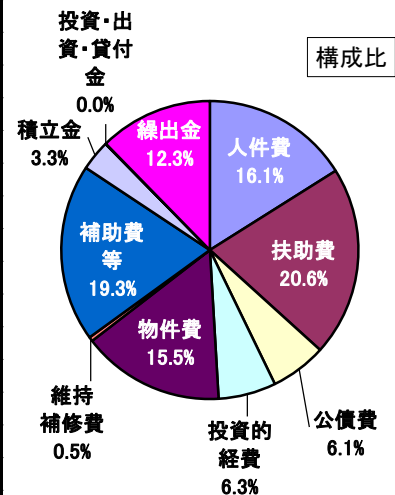
目的別経費（行政目的別に分類）

議会費	議会運営費等
総務費	庁舎管理費・自治会関係経費等
民生費	社会福祉・児童福祉費等
衛生費	保健衛生・清掃費等
労働費	就業者福祉経費等
農林水産業費	農林水産業の振興費等
商工費	商工業の振興・観光振興費等
土木費	道路橋りょう・都市計画費等
消防費	消防活動経費等
教育費	学校教育・社会教育費等
災害復旧費	災害被害の復旧費

(性質別経費の状況)

性質別経費の決算状況は、下表のとおりです。構成比では、補助費が19.3%と0.5ポイント減少し、扶助費については20.6%と0.7ポイント減少しました。また、人件費が16.1%、物件費が15.5%となり、投資的経費については、6.3%と前年度より1.5ポイント減少しました。

性質別経費の状況		(単位:千円、%)		
	H30	H29	増減	増減率
義務的経費	3,730,364	3,813,571	△ 83,207	△ 2.2
人件費	1,401,561	1,439,655	△ 38,094	△ 2.6
うち職員給	919,306	948,661	△ 29,355	△ 3.1
扶助費	1,797,482	1,863,581	△ 66,099	△ 3.5
公債費	531,321	510,335	20,986	4.1
投資的経費	546,562	685,778	△ 139,216	△ 20.3
普通建設事業費	539,636	683,170	△ 143,534	△ 21.0
災害復旧事業費	6,926	2,608	4,318	165.6
失業対策事業費	0	0	0	
その他経費	4,440,580	4,262,064	178,516	4.2
物件費	1,351,123	1,345,259	5,864	0.4
維持補修費	40,653	37,286	3,367	9.0
補助費等	1,680,226	1,730,505	△ 50,279	△ 2.9
積立金	288,420	115,222	173,198	150.3
投資・出資・貸付金	4,000	4,000	0	0.0
繰出金	1,076,158	1,029,792	46,366	4.5
合 計	8,717,506	8,761,413	△ 43,907	△ 0.5



・人件費

人件費は、14億156万1千円で前年度比3809万4千円、2.6%の減となりました。職員給は2935万5千円の減となり、退職手当組合負担金は308万6千円の減となっています。

・扶助費

扶助費は、17億9748万2千円で前年度比6609万9千円、3.5%の減となりました。保育所運営費が3414万9千円の減、臨時福祉給付金が3546万円の皆減となりました。

・公債費

公債費は、5億3132万1千円で前年度比2098万6千円、4.1%の増となりました。事業債については防災行政無線デジタル化移行事業に係る償還が開始されたことから増となりました。

・普通建設事業費

普通建設事業費は、5億3963万6千円で前年度比1億4353万4千円、21.0%の減となりました。このうち、幸神入林道開設工事2665万2千円の増、野鳥の森・自然公園管理施設建設工事1555万3千円の増、庁舎屋上空冷ヒートポンプユニ

ット更新工事１４０４万円（皆増）が主な増要因となりますが、防災行政無線固定系デジタル化移行工事３２６０万１千円の減、保育所整備費補助金が１億３５４２万円の減（皆減）、三吉野工業団地２号線舗装打換工事３６６８万９千円（皆減）などが主な減要因となっており、全体で減となりました。

- 災害復旧費

災害復旧費は、６９２万６千円で、前年度比４３１万８千円の増となりました。３０年度は台風２４号被害に対する復旧を行なったことが主なものです。

- 物件費

物件費は、１３億５１１２万３千円で、前年度比５８６万４千円、０．４％の増となりました。主な増減要因は、一般廃棄物収集運搬業務委託料が１６７９万８千円の増、本宿老人福祉センター指定管理委託料が１０１２万２千円の増、消防団資機材購入費が５８９万８千円の皆増となりましたが、枝打ち事業委託料が１０３７万９千円の減、森林再生間伐事業委託料が９７３万５千円の減となりました。

- 積立金

＊積立金の内訳については、基金の状況を参照

- 補助費等

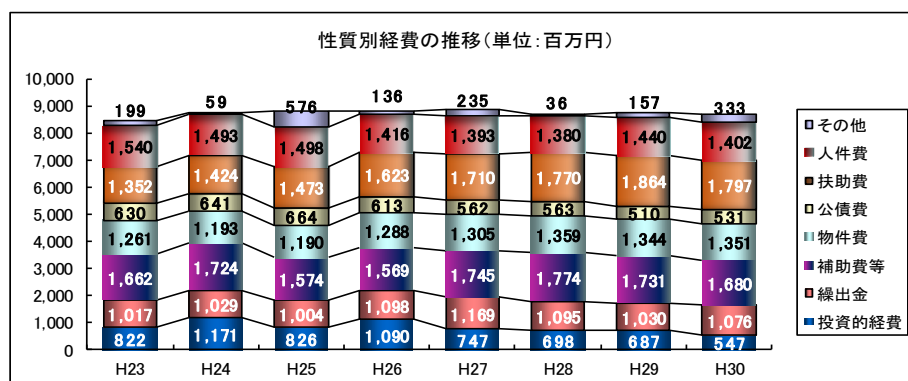
補助費等は、１６億８０２２万６千円で、前年度比５０２７万９千円、２．９％の減となりました。主な増減要因は、農業者への施設整備の支援としての都市農業活性化支援事業費補助金が１６１６万１千円の減、社会福祉協議会補助金が１１０８万２千円の減となり、日の出町サービス総合センター株式会社事務費交付金が８４５万１千円の増となりました。主要施策である次世代育成クーポン交付金は１５５３万３千円の減、元気で健康に長生き医療費助成費が７６５万４千円の増、高齢者医療費助成費は１０８万８千円の減となりました。

- 投資及び出資金、貸付金

投資及び出資金、貸付金は、中小企業振興資金融資預託金４００万円です。

- 繰出金

繰出金は、１０億７６１５万８千円で前年度比４６３６万６千円、４．５％の増となりました。国民健康保険特別会計繰出金が２７７３万４千円の増となったほか、下水道事業特別会計繰出金が９３２万２千円の増となりました。

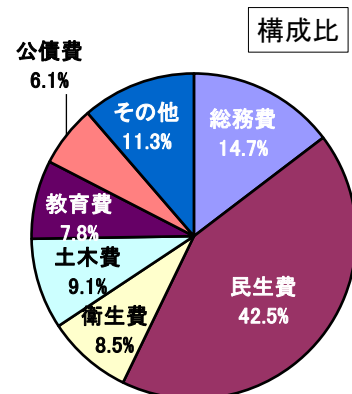


(目的別経費の状況)

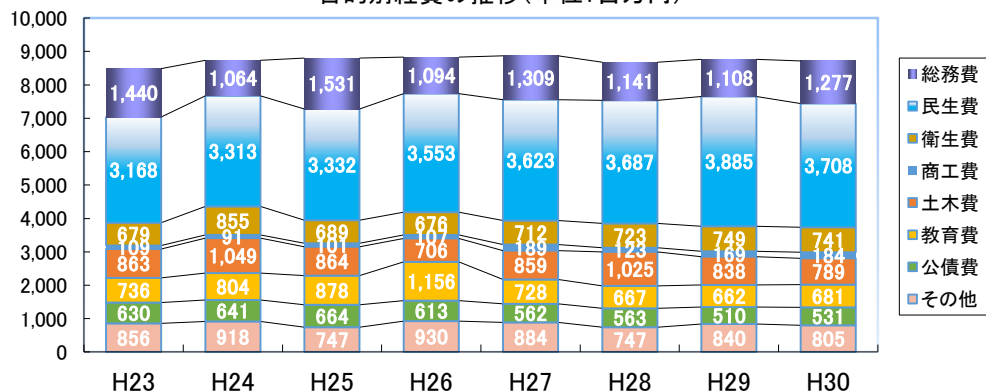
目的別経費では、総務費で財政調整基金、社会資本等整備基金への積立金が大きく増となったことで15.2%の増となりました。民生費は、老人福祉費において増となりましたが、社会福祉費における臨時福祉給付金、児童福祉費における保育所整備費補助金の皆減、保育所運営費の減などにより、4.6%の減となりました。農林水産業費は、都市農業活性化支援事業費補助金、森林再生事業、枝打ち事業の減により12.3%の減となり、商工費は(仮)野鳥の森・こども自然公園管理施設建設事業、温泉センターボイラー交換工事の増により9.4%の増となりました。土木費では、道路橋りょう費において舗装打換工事の事業完了、町営住宅建設事業の減により5.9%の減となりました。消防費は、防災行政無線固定系デジタル化移行事業の減により3.1%の減となりました。教育費は、小中学校のエアコン改修工事の増により3.0%の増となりました。

目的別経費の状況 (単位:千円、%)

	H30	H29	増減額	増減率
議会費	134,464	132,208	2,256	1.7
総務費	1,277,243	1,108,391	168,852	15.2
民生費	3,708,297	3,885,407	△ 177,110	△ 4.6
衛生費	741,050	748,727	△ 7,677	△ 1.0
労働費	83,023	84,061	△ 1,038	△ 1.2
農林水産業費	204,603	233,218	△ 28,615	△ 12.3
商工費	184,330	168,459	15,871	9.4
土木費	789,163	838,415	△ 49,252	△ 5.9
消防費	375,756	387,846	△ 12,090	△ 3.1
教育費	681,330	661,738	19,592	3.0
災害復旧費	6,926	2,608	4,318	165.6
公債費	531,321	510,335	20,986	4.1
合計	8,717,506	8,761,413	△ 43,907	△ 0.5



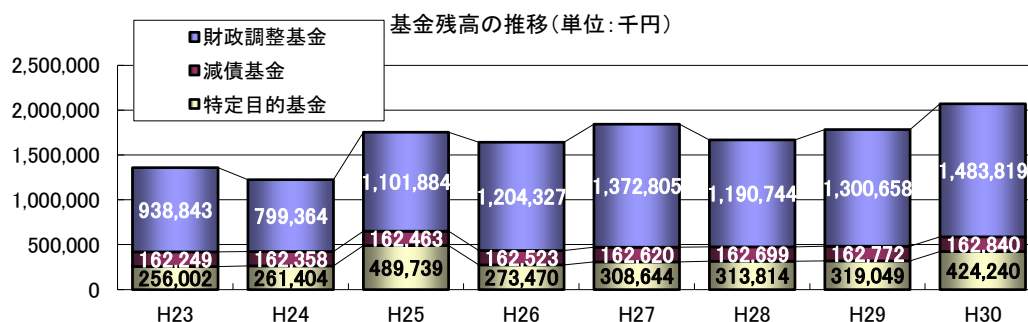
目的別経費の推移(単位:百万円)



基金の状況

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものです。30年度は、当初予算において4億1600万円の財政調整基金の繰入を計上しましたが、歳出削減等の結果、1億8316万1千円の積立を図ることができ、さらには、社会資本等整備基金へも1億円の積立を図ることができました。この結果、年度末時点の基金残高は、20億7089万9千円となり、前年度対比2億8842万円の増となりました。今後も町が主要施策として実施している事業を継続しながら、安定した財政運営を行っていくため、歳出削減、財源確保に取り組み、基金残高の充実を図っていきます。

区 分	29年度末 現在高	年度中		30年度末 残高
		積立額	取崩額	
1. 財政調整基金	1,300,658	183,161		1,483,819
2. 減債基金	162,772	68		162,840
3. 特定目的基金	319,049	105,191	0	424,240
社会資本等整備基金	255,885	100,058		355,943
福祉振興基金	12,020	111		12,131
三吉野桜木地区整備基金	51,144	5,022		56,166
合 計	1,782,479	288,420	0	2,070,899



各基金の設置目的

財政調整基金＝年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営に資する

減債基金＝町債の償還に要する財源を積み立て、財政の健全な運営に資する

社会資本等整備基金＝学校・社会教育施設、公共下水道整備、その他社会資本等の整備に要する資金に充てる

三吉野桜木地区整備基金＝三吉野桜木地区の大規模商業地区に出店する大型商業施設と土地所有者との賃貸借契約終了後の道路整備等を円滑に行う

福祉振興基金＝町民が明るく健康で、高齢者や障害者にやさしい町づくり「ひので福祉村」実現のために社会福祉諸施策を安定的に推進し、かつ振興させる

町債残高等の状況

大規模な公共施設や道路整備を行うためには、多額の資金が必要になります。単年度の税収等の一般財源だけでは賄えない不足額を補てんするために、地方債の借入を行っております。地方債の借入は、世代間の負担の公平を図るという目的もあります。公共施設や道路は、将来にわたって使用さ

れるものです。整備に必要な資金の一部を

借入れ、翌年度以降長期間にわたり返済していくことで、将来施設を利用する住民にも公平に負担をしていただくことになります。

30年度は、一般会計（普通会計）では臨時財政対策債、防災行政無線固定系デジタル化移行事業債等総額で4億3292万7千円の借入れを行い、年度末時点の残高は58億7906万6千円となりました。

一般会計（普通会計）及び下水道会計（特別会計）の借入残高の合計は、103億1458万4千円で前年度より4億3924万1千円減少しました。

30年度一般会計借入一覧 (単位:千円)

諏訪下町営住宅建設事業債	18,500
庁舎屋上空冷ヒートポンプユニット更新事業債	10,000
空調機器中央監視装置更新事業債	5,000
防災行政無線固定系デジタル化移行事業債	36,500
J-ALERT自動起動装置設置更新事業債	2,300
J-ALERT新型受信機更新事業債	1,800
臨時財政対策債	358,827
合計	432,927

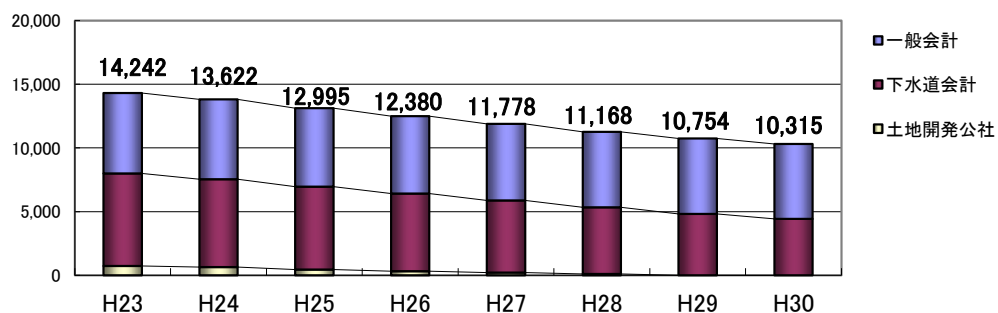
*臨時財政対策債の償還費は、翌年度以降交付税措置されます。

会計別借入の状況

(単位:千円)

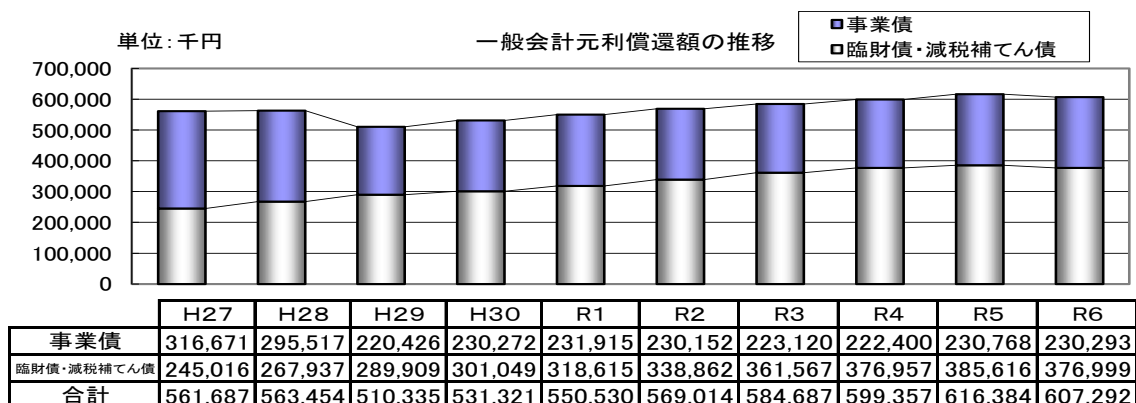
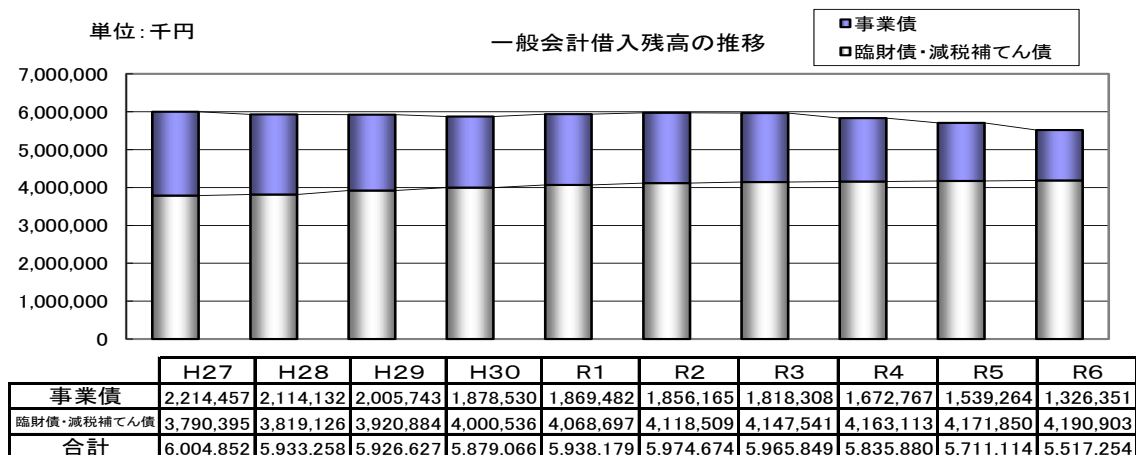
	平成29年度末 現在高	平成30年度 借入額	平成30年度 元金償還額	平成30年度末 現在高
一般会計	5,926,627	432,927	480,488	5,879,066
下水道会計(特別会計)	4,827,198	87,200	478,880	4,435,518
合計	10,753,825	520,127	959,368	10,314,584

借入残高の推移(単位:百万円)



・一般会計の借入残高、償還額の今後見込について

元利償還額は、25年度をピークに減少傾向にありましたが、今後も大きな借入れが予定されていることから、30年度以降再び上昇に転じていく見込みです。なお、臨時財政対策債、減税補てん債の償還費は、全額普通交付税で措置されています。



※令和元年度以降の数値は、R1～R6年度借入見込分までを含む見込値である

※借換えに伴う元金償還は除いている。

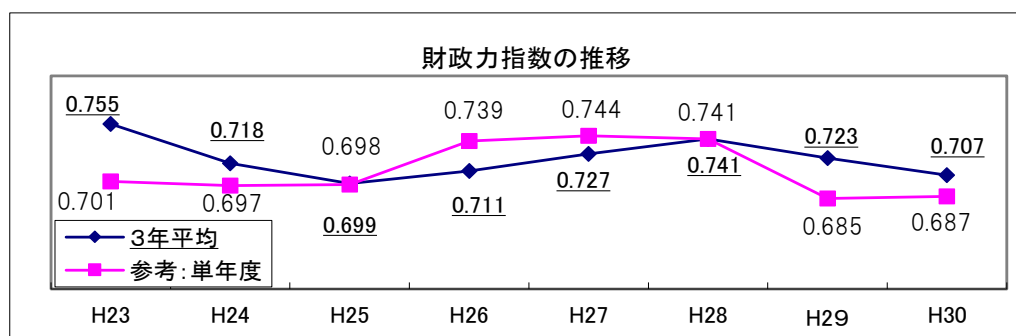
ー 今までに借り入れを行った主な事業 ー

三吉野桜木土地区画整備事業 平井川北区域内用地取得事業 町営住宅建設事業
温泉センター建設事業 老人福祉センター建設事業 国体サッカー場建設事業
公民館建設事業 小中学校建設事業 道路整備事業 庁舎建設事業
防災行政無線固定系デジタル化移行事業債 等

財政指標

（財政力指数）

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去３年間の平均です。算出結果が「１」を超える団体は交付税不交付団体となります。３０年度は、前年度から０．０１６ポイント減少し０．７０７となりました。



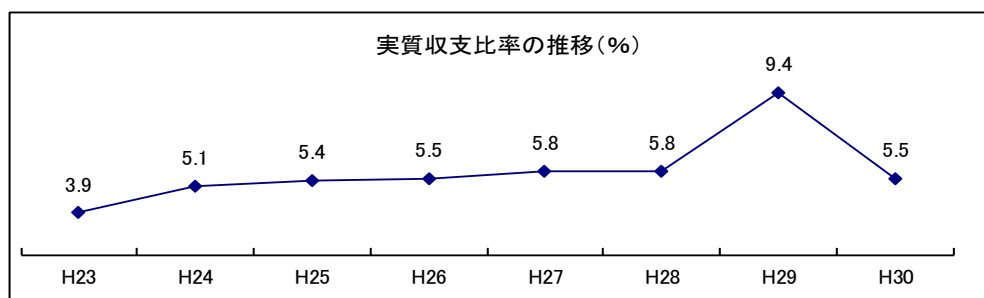
（実質収支比率）

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す指標です。１９年度から健全化法の一部施行に伴い、指標のとらえ方の整合性を図るため、算定方法が以下のとおり変更されました。３０年度は、３．９ポイント下降し５．５％になりました。

１８年度まで 実質収支÷標準財政規模×１００

１９年度から 実質収支÷標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）×１００

＊ 標準財政規模・・・地方公共団体が、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模



(経常収支比率)

経常収支比率は、義務的経費などを含む、容易に縮減することが困難な経常的経費に充当された一般財源の額が、税を中心とする経常一般財源、臨時財政対策債の合計に占める割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。

一般的には70～80%が理想と考えられています。

30年度は、109.7%で、前年度比で1.4ポイント上昇しました。主な要因として、歳出面では、物件費、扶助費、公債費で増となったものの、人件費、補助費等の減も大きかったことから、経常経費充当一般財源(分子)で983万7千円の増に留まったものの、歳入面において地方消費税交付金が大きく減となったことにより、経常一般財源等(分母)が4654万円の大幅な減となったことが大きく影響しています。

算 式

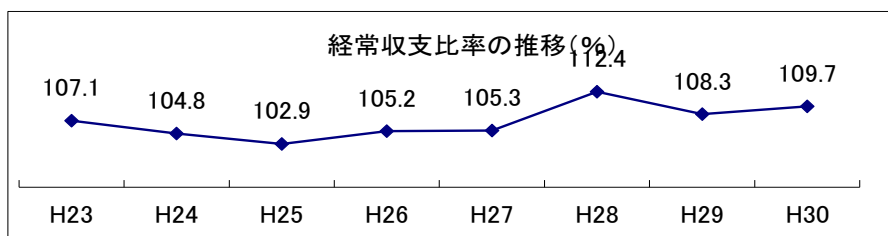
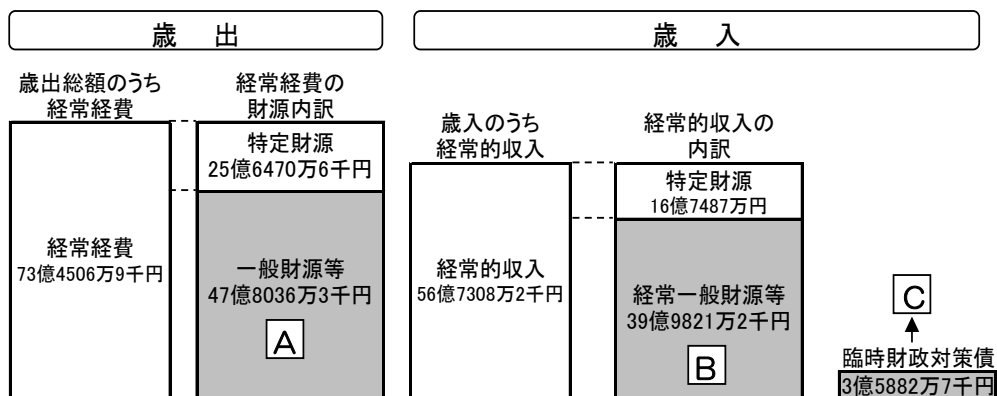
$$\frac{A(\text{経常経費充当一般財源})}{B(\text{経常一般財源総額}) + C(\text{臨時財政対策債})} \times 100$$

* 経常経費充当一般財源 A

人件費、公債費など、毎年度経常的に支出する経費に充当した一般財源の総額。

* 経常一般財源 B

一般財源(税、交付税など、用途の限定されていない財源)のうち、毎年度経常的に収入される財源。具体的には、都市計画税、入湯税を除いた税收、普通交付税など。



* 日の出町では、ごみの埋め立て場やエコセメント化施設の設置・運営に伴い、東京たま広域資源循環組合から毎年地域振興費の交付を受けています。令和元年度までは年平均10億円の収入がありますが、この収入は、経常収支比率を算定するルール上経常的な収入に算入することはできません。しかし、地域振興費は毎年恒常的に町に収入されるものであり、これを加えて経常収支比率を計算した場合、92.6%になります。

特別会計決算の状況

特別会計は、特定の事業の効率的な運営やその経理を明確にするために、一般会計から区分し、その収支を個別に経理する会計です。

会計別の決算は以下のとおりです。

会 計 名		30年度	29年度	増減額	増減率
国 民 健 康 保 険 会 計	歳入	1,976,422千円	2,341,436千円	△ 365,014千円	△15.6%
	歳出	1,944,217千円	2,281,741千円	△ 337,524千円	△14.8%
下 水 道 事 業 会 計	歳入	928,118千円	915,480千円	12,638千円	1.4%
	歳出	904,851千円	900,726千円	4,125千円	0.5%
介 護 保 険 会 計	歳入	1,419,944千円	1,387,818千円	32,126千円	2.3%
	歳出	1,311,427千円	1,318,489千円	△ 7,062千円	△0.5%
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	歳入	475,347千円	450,901千円	24,446千円	5.4%
	歳出	468,434千円	446,187千円	22,247千円	5.0%
合 計	歳入	4,799,831千円	5,095,635千円	△ 295,804千円	△5.8%
	歳出	4,628,929千円	4,947,143千円	△ 318,214千円	△6.4%

健全化判断比率等の状況（速報値）

健全化判断比率

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成21年4月1日に完全施行されました。これにより、毎年度決算に基づき健全化判断比率を算定し、一定率以上の地方公共団体は財政健全化計画もしくは財政再生計画の策定が義務付けられました。

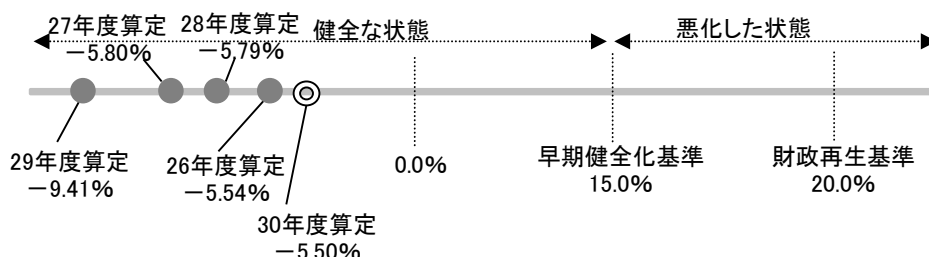
30年度についても、日の出町ではいずれの指標も基準以下にありますが、将来の負担となる要因について、個別に注意を払い、今後も安定した財政運営に努めていきます。

（実質赤字比率）

実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を表す指標で、実質収支の標準財政規模（町が年間に通常収入されるであろう経常的一般財源の額）に対する割合です。前年度同様に、赤字額は出ていません。

実質収支 233,400 千円 ÷ 標準財政規模 4,242,261 千円 × 100 = -5.50%*

* 黒字の場合は算定数値を「－マイナス」で表記し、公表する際には赤字がないという意味で「－」と表記します。

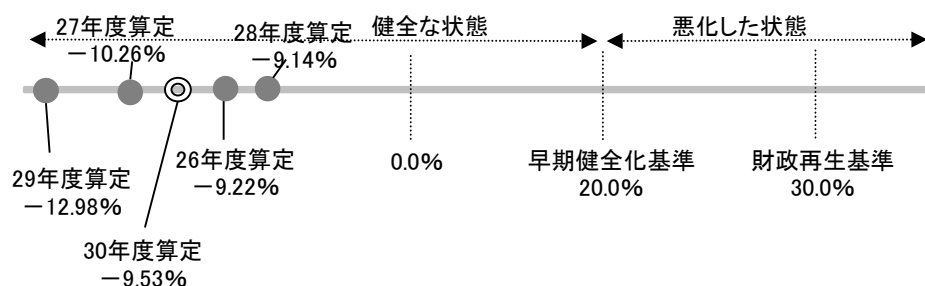


（連結実質赤字比率）

連結実質赤字比率は、公営事業会計を含むすべての会計の実質収支を合算し、日の出町全体の赤字の程度を表した指標です。連結後の数値についても、前年度と同様に、赤字額は出ていません。

連結後の実質収支 404,302 千円 ÷ 標準財政規模 4,242,261 千円 × 100 = -9.53%*

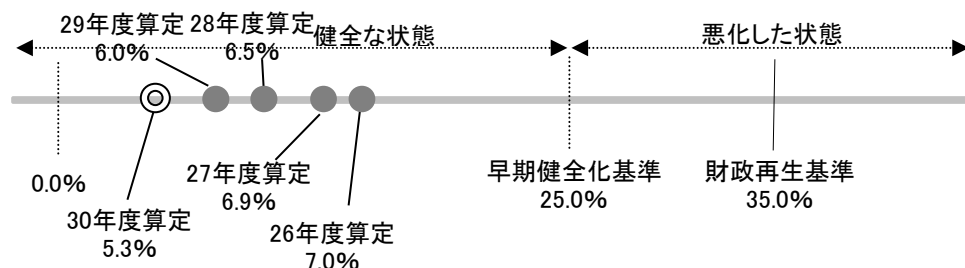
* 黒字の場合は算定数値を「－マイナス」で表記し、公表する際には赤字がないという意味で「－」と表記します。



(実質公債費比率)

実質公債費比率は、一般会計が負担する実質的な公債費相当額（公営企業債に対する繰出し金など公債費に準ずるものを含む）の大きさを表した指標で、公債費相当額の標準財政規模に対する割合です。この比率は3年間の平均で、28年・29年・30年決算数値からそれぞれの比率を求め、平均値を算出しています。

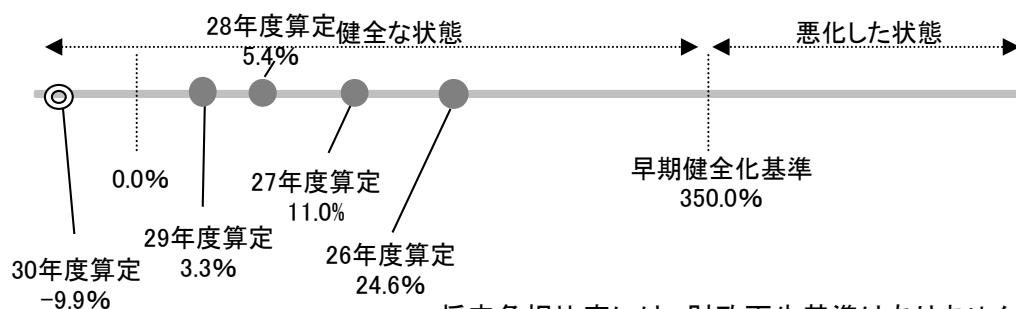
30年度決算では、一般会計の元利償還が増加し、単年度数値が0.4ポイント上昇しました。3カ年平均では0.7ポイント改善となりました。



(将来負担比率)

将来負担比率は、一般会計が将来負担する見込の実質的な負債の残高の標準財政規模に対する割合です。実質的な負債には、一般会計の地方債借入残高以外に、連結対象となっている一部事務組合や土地開発公社の負債の町負担分なども含まれます。この数値が高いことは、将来町の予算が負債の返済などに使われる割合が高くなり、財政運営を圧迫する可能性が高いことを意味します。

30年度決算では、一般会計、下水道事業会計の負債の残高及び組合負担等見込額が大きく減少したことや、充当可能基金が増加したことにより、△9.9%となり、将来負担比率が算定されない状況であり、公表する際には「－」での表記となります。



* 将来負担比率には、財政再生基準はありません。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの赤字の程度を表す指標で、資金不足額の事業規模に対する割合です。日の出町では下水道事業会計がこれに該当し、比率の算定をしています。

30年度決算では、前年度同様に黒字のため資金不足はなく、比率なしとなります。

* 資金不足比率は、黒字の場合比率なしとなり、公表する際には「－」と表記します。

* 経営健全化基準は、20.0%で、これを超えると経営健全化計画を定めなければなりません。

参 考

健全化判断比率等の対象範囲（平成30年度末時点）

日の出町	★一般会計		一般会計等 (普通会計)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	特別会計	★国民健康保険特別会計 ★介護保険特別会計 ★後期高齢者医療特別会計 うち公営企業会計 ★下水道事業特別会計	公営事業会計					
一部事務組合・広域連合 ★秋川流域斎場組合 ★阿伎留病院企業団 ★西秋川衛生組合 ★東京市町村総合事務組合 ★東京都市町村職員退職手当組合 ★東京都町村議会議員公務災害補償等組合 ★東京都後期高齢者医療広域連合								
地方公社・第三セクター等 ★日の出町土地開発公社 ★日の出町サービス総合センター株式会社								

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の目的

財政健全化法の目的は、地方公共団体の財政の悪化を早い段階で把握し、財政状態を改善することにあります。

地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の監査に付し、その意見を付けて議会に報告し、住民に比率を公表しなければなりません。日の出町では、19年度から、9月の議会に報告し、10月の広報で公表しています。

- ・財政健全化計画、財政再生計画の策定の義務付け

比率が一定率以上の地方公共団体は、財政健全化計画もしくは財政再生計画の策定が義務付けられました。健全化判断比率には4つの指標がありますが、このうち一つでも早期健全化基準を上回ると財政健全化計画を定めることになります。また、財政再生基準を上回る指標がある場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

計画には、要因分析、計画期間のほか、財政の健全化、再生のための方策（使用料・手数料の見直しや歳出削減など）を記載しなければならず、住民生活にも影響が出るため、指標の算定要素となっている公債費等について個別に注意が必要です。